

被扶養者の届出をお忘れなく！

組合員となった日（他支部及び他共済組合からの転入を含む）に、ご家族に被扶養者の認定要件を備える方がいる場合や、出生や退職等で新たに扶養の事実が生じた場合は、所属所を通じて**事実発生日から30日以内**に「被扶養者証」（保険証）を受領するための手続きを行ってください。

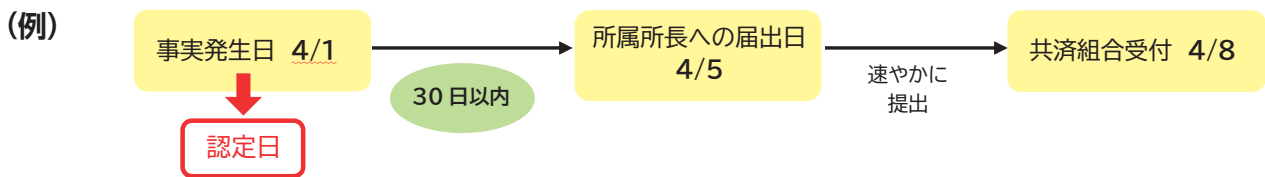
《提出書類》「被扶養者に関する申告書」とその申告書に記載された書類

※手続きに必要な書類は各所属所にある「福利厚生事務の様式集」又は当支部のホームページに掲載しています。

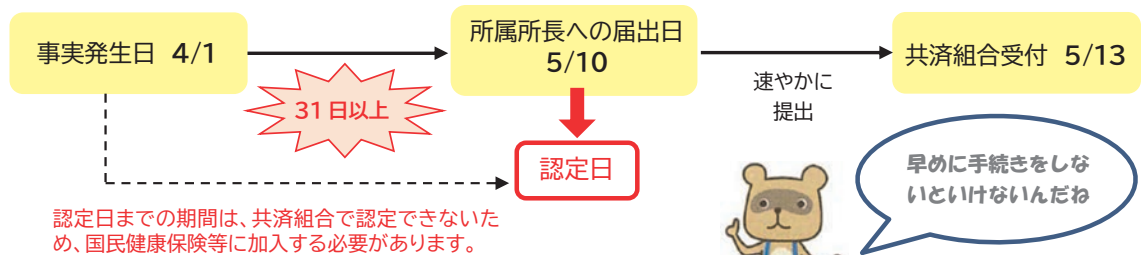
■ トップページ → 兵庫支部について → 様式ダウンロード → 組合員・被扶養者に関する様式（資格担当）

《注意》

所属所長への届出が**事実発生日から起算して31日以上経過している場合は、書類を整えて所属所長へ届け出た日が認定日となります。**



〈31日以上経過して届け出た場合〉



被扶養者の収入が所得限度額（年額130万円かつ月額10万8,334円、60歳以上は年額180万円かつ月額15万円）を超過した場合や、就職等で新たに保険証を受領した場合は、速やかに所属所を通じて認定取消しの手続きを行ってください。

認定取消しは、届出が遅れても事実発生日に遡ります。その間に医療機関等で受診された場合は、**共済組合が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。**

60歳以上の方の所得限度額が変更になりました！

変更前 公的年金を含む60歳以上の方

所得限度額：180万円（月額15万円）

変更は令和5年4月1日からです。ご家族内に該当の方がいる場合は、認定申告を行ってください。

変更後 60歳以上の方

所得限度額：180万円（月額15万円）

組合員について

臨時的任用の方等で、2か月を超えて任用される場合、公立学校共済組合の組合員となります。

組合員になった方は資格取得の手続きをしてね！



一般組合員（短期・福祉事業・共済年金）	短期組合員（短期・福祉事業のみ適用、年金は1号厚生年金）
<ul style="list-style-type: none"> 正規職員 任期付職員 フルタイム再任用職員 フルタイム会計年度職員（13か月目から） 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時的任用職員 再任用短時間職員（週20時間以上） 任期付短時間職員（週20時間以上） フルタイム会計年度職員（12か月まで） パートタイム会計年度職員（週20時間以上）

📞 お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

保健福祉事業の申請方法は オンラインによる申請です！

保健福祉事業では、一部の事業を除いて、インターネットを利用したオンライン申請を導入しています。
紙による申請よりも便利になった保健福祉事業をぜひご活用ください。



それぞれ申込期間が決まっています。忘れずに申請を行ってください！



- ・人間ドック
- ・若年者ドック
- ・脳ドック
- ・血液検査
- ・骨粗しょう症検査
- ・インフルエンザ予防接種助成 ※所属からの申請
- ・ストレスドック ※別途お知らせします。

各事業の申請方法については、インターネットのオンライン申請用サイトにアクセスをしていただき、必要事項を入力していただく形式となります。詳細に関しては、所属所に配付しております『保健福祉事業の実施要項』、または共済組合兵庫支部ホームページをご覧ください。

📞 お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

特定健康診査について

令和5年4月1日現在で共済組合に加入しており、かつ年度内に40歳から75歳の誕生日を迎えるまでの組合員・被扶養者等は自己負担金なしで特定健康診査※を受診することができます。

※メタボリックシンドロームに着目した健康診断（身体計測、血圧、血液検査、尿検査等）

対象者には、7月下旬頃に特定健診受診券等をご自宅宛に発送します。到着予定時期までの受診を希望する方は、共済組合までご連絡ください。

事前に医療機関に健診の予約を入れ、健診当日に組合員証・特定健診受診券等を健診機関の窓口へ提出してください。詳細につきましては、ご自宅に郵送される案内文をご確認ください。

※組合員本人のうち、勤務先の定期健康診断や人間ドック等を受診する方は、特定健康診査を重ねて受診する必要はありません。

対象かどうか分からない方は、勤務先の事務担当者または共済組合にお問い合わせください。



📞 お問合せ先
業務・経理班 (078) 362-3897

令和5年4月からの掛金率及び保険料率のお知らせ

標準報酬月額・標準期末手当等に係る掛金率及び保険料率

	令和5年度 掛金率及び保険料率	令和4年度 掛金率及び保険料率
短期掛金	48.01/1000	43.51/1000 (～9月) 48.01/1000 (10月～)
介護掛金 (40歳以上)	8.00/1000	8.82/1000
厚生年金保険料	91.5/1000	91.5/1000
退職等年金掛金	7.5/1000	7.5/1000

※短期組合員は「短期掛金」と「介護掛金」のみです。 ※後期高齢者及び船員組合員は、所属所宛通知文書をご覧ください。

